

平成 24 年 6 月 26 日
日本年金機構厚生年金保険部

「一括適用」の利用促進について（案）

1. 基本的な考え方

- ・ 本社・支社間や支店間等の人事異動に伴う届出漏れ等により発生する厚生年金保険の短期加入漏れを防止するため、「厚年法第 8 条の 2」の規定に基づいた「一括適用」の利用促進を図ることとする。

2. 今後の対応

(1) 利用しやすい環境の整備

- ・ まずは、現場ヒアリング等の結果を踏まえ、「一括適用」に係る「添付書類の簡素化」や「届出媒体の弾力化」を図るための厚年法施行規則及び関係通知の改正（本年 8 月予定）を行い、一括適用制度が利用しやすい環境を整えるとともに、事業主向けチラシの作成、機構 HP への掲載等による周知・広報により、利用促進を図る。

(2) 事業所の実態把握

- ・ 「一括適用」の対象となり得る事業所の実態を把握するため、マイナンバー法案に基づく「法人番号」の付番（26 年 6 月予定）及び短時間労働者への適用拡大の施行に向け、関係諸規程の整備及び管理システムの構築により、全適用事業所に係る「事業所整理記号」と「法人番号」の紐付けを行うことで、適用事業所における本社・支社間の関係を明確にするとともに、これらの適用事業所に対して調査等を行うことにより、人事労務管理の実態を確認する。
- ・ こうして把握した事業所情報を活用し、対象事業所への訪問やチラシの配布、機構 HP を通じた広報等により、「一括適用」の利用促進を図る。


（上記の取組を行うまでの過渡的措置として、各種説明会及び事業所調査など事業主と接する機会を利用し、「一括適用」を推奨することに加え、適用事業所における本社・支社間の関係を把握する。）

(3) 「本社管理」の取扱い

- ・ 一括適用事業所の承認要件を満たさない、又は満たしていても「一括適用」の申請を希望しない事業所に対しても、支社等の被保険者の人事管理を本社で一括して行っている場合に当該被保険者の社会保険の手続を本社で一括して行える「本社管理」の取扱いについて、年内を目途に改めて周知を図り、本社・支社間や支店間等の人事異動に伴う届出漏れ等により発生する短期加入漏れの防止を図る。

さらに「本社管理」を適用した事業所に対しては、大量の届出の際には電子（媒体）申請での届出を推奨することにより、事務の効率化を進めていくこととする。

「一括適用」の利用促進に向けた作業スケジュール(案)

	担当	平成24年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
< 事前準備 > (1) 年金事務所(各ブロック本部)への意見照会 ・「一括適用」に係る手続きの見直し ・「本社管理」に係る事務処理手順 (2) 添付書類の簡素化 (3) 届出媒体の弾力化	機構 年金局 年金局			通知改正 省令改正					
< 推奨活動 > (1) 社会保険労務士会連合会への周知 (2) 事業主宛に送付する納入告知書へのちらしの同封 ・事業主への周知 (3) その他HP等における一般広報 ・「一括適用」の周知 ・「本社管理」の周知 (4) 営業活動の実施 ・事業主向け各種説明会 ・事業所調査	年金局 機構 機構 機構			事務連絡		